

1 当事業所の特徴

(1) 運営の方針

- 在宅で療養されている方や要支援、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限り自宅においても、自立した日常生活を営む事ができるように、療養生活を支援し心身の機能の維持回復を目指します。
- 利用者に対して訪問看護計画書をもとに健康の維持、増進、機能の回復を図り日常生活の自立、精神の安定が図られるように援助します。
- 適切な援助を行うために、必要な書式を整理、運営します。
- 利用者、その家族に対して懇切丁寧な説明及び指導を行います。

2 当ステーションが提供するサービスについての相談窓口

電話 092-806-2061  
担当者 前川 祐介

3 訪問看護ステーション ゆとりの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	医療法人光陽会 訪問看護ステーション ゆとり
所在地	福岡市西区徳永北18番5号
介護保険指定番号	4061190940
サービス提供地域	西区・早良区・糸島市

(2) 同事業所の職員体制

1. 管理者 1名 (看護師)
2. 看護師 常勤2名以上 ※管理者は含まない

(3) 営業日及び営業時間 (勤務体制)

※

月～金	8:45～17:00
土・日・祝	休み

1 土曜日・祝日については、利用者への利用状況を確認した上で、調整を行い営業する場合があります。

※2 日曜日以外の休み

- 1) お正月休み：12月31日～1月3日
- 2) お盆休み：8月14日～8月15日

4 利用料金

(1) 利用料金

医療保険：訪問看護療養費の3割負担。

\*自立支援医療制度の手続きをとられている方は、各公費による本人負担割合を徴収させていただきます。

介護保険：介護報酬の1割負担、負担割合証記載額

高齢者：診療報酬に応じて負担。 生活保護：負担なし。

(2) キャンセル規定

利用者のご都合でサービスの提供を中止される場合は、ご利用日の前日の17:00までにご連絡下さい。  
やむを得ず当日中止される場合は、8:45までにご連絡をお願い致します。

上記の時間までに連絡がない場合は、1000円のキャンセル料を頂きます。ただし、利用者の急変、急な入院等やむを得ない場合はキャンセル料を請求致しません。

(3) 支払い方法

利用者及び連帯保証人は、月末締め翌月10日までに前月分の請求を致しますので、請求された月の月末までお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行します。

(4) 交通費

訪問看護に係る交通費を下記のとおりと請求させていただきます。

項目	内容	料金
交通費	当ステーションより片道5km未満	250円
	当ステーションより片道5km以上10km未満	500円
	当ステーションより片道10km以上	500円に 2kmごとに100円加算

5 サービス利用方法

(1) サービスの利用開始

医療保険の方は主治医へ、介護保険の方は最寄りの居宅介護支援事業者へご相談して下さい。後日、ご利用の方の都合に合わせて訪問看護の契約を結び、サービスの提供が開始となります。

(2) サービスの終了

○ [利用者の方の都合でサービスを終了する場合]

医療保険の場合は、主治医に申し出て下さい。主治医の指示により終了になります。

介護保険の場合は、サービス終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

○ [当事業所の都合でサービスを終了する場合]

やむをえない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

(3) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

○介護保険利用者の方が、介護保健施設に入所した場合。

○利用者の方が、お亡くなりになった場合。

○主治医が訪問看護の継続困難と判断し、口頭もしくは文書にて説明を行った場合。

○ハラスメント対応にて、サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合は、サービスを中止し、状況の改善やご理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。(叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出す)

(4) その他

○当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者の方の家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知する事によって即座にサービスを終了する事ができます。

○利用者がサービス利用料金の支払いを、2ヶ月以上遅延し料金を支払うよう催促したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院

等により3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態である事が明らかになった場合、または利用者やご家族等が当事業所や当事業所サービス従業員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知する事により、即座に契約を終了させて頂く場合があります。

- ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ご利用者様に、他のご利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患(感染症)が明らかになった場合は速かに事業所に申し出てください。
- 気象庁による警報発令時、または大雨、強風、積雪等の悪影響、自然災害などによりサービスの実績が著しく危険であると事業者が判断したときは、事業者から申し出により、曜日の変更及び時間の変更をお願いする場合があります。

## 6 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、区市町村、利用者の家族、利用者に関わる居宅介護支援事業者等に連絡を行います。
- (2) 利用者に対する訪問看護により賠償責任すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 7 秘密保持

- (1) 事業者及びその従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の情報を漏らしません。
- (2) 事業者はサービス担当者会議等において、利用者及び家族の個人情報を用いる場合は、利用者及び家族の同意を予め文書により得る事とします。

## 8 高齢者虐待防止に関する事項

事業者は、ご利用者への差別の禁止、人権擁護、虐待防止のため、虐待防止に関する責任者の設置、苦情解決対策等の必要な体制整備を行うと共に、従業者に対する虐待防止を啓発、普及するために研修を実施する等の措置を講じます。

## 9 サービス内容に関する苦情窓口

利用者からの苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）として、苦情受付担当者を訪問看護ステーション管理者が行う。苦情受付担当者が不在の場合は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、受付を行った職員は必ず担当者に報告し、迅速かつ適切に対応する。

### ○当事業所の苦情連絡先及び担当者

電話 092-806-2061 (8:45~17:00)

担当者 前川 祐介

### ○各市町村の相談窓口

早良区福祉・介護保険課

電話 092-833-4355

西区福祉・介護保険課

電話 092-895-7066

糸島市役所介護・高齢者支援課

電話 092-332-2070

福岡県国民健康保険団体連合会介護保険課

電話 092-642-7859

10 当事業所の概要

名称 法人種別：医療法人光陽会 訪問看護ステーション ゆとり

代表者：理事長 前田 世絵良 印

所在地：福岡市西区徳永北18番5号（伊都の丘病院内）

電話：092-806-2061

年 月 日

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 福岡市西区徳永北18番5号（伊都の丘病院内）

名称 医療法人光陽会 訪問看護ステーション ゆとり

説明者氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問看護について重要な事項の説明を受けました。

利用者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

連帯保証人（代理人）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印